

▼各種証明などの手数料と発行場所の一覧

種類	手数料	発行場所
諸証明	所得証明書※1	300円
	全資産評価証明書	※3
	評価証明書※2	※4
	公課証明書	
	所有証明書	
	車検用納税証明書	無料
	法人所在地証明書	300円
	住宅用家屋証明書	1,300円
納税証明書	300円	
地籍図	500分の1	300円
	1,000分の1	350円
	2,500分の1	

※1 住民基本台帳カード(多目的サービス利用登録されたもの)またはマイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が記録されたもの)をお持ちの方は、全国の大手コンビニエンスストアで取得可。

※2 所有者が亡くなっている場合は、相続権がある方にのみ発行。戸籍謄本など、所有者の死亡と所有者との相続関係を証明できるものが必要です。

※3 土地20件以内かつ家屋15件以内につき300円

※4 土地・家屋10件以内につき300円

ご迷惑をおかけします

多々良沼のヨシ焼き

館林土木事務所

☎0276-72-4355

風向きなどによって煙が舞ったり、灰が降ったりすることがありますが、ご理解ご協力をよろしく願います。

日時 3月14日(水)／午前9時～午後3時

※予備日は3月17日(土)、20日(火)。
場所 邑楽町多々良沼公園北側

税

税務証明の申請

税務課・☎202121

内容・料金・場所 左表のとおり

発行日 ▼30年度分の評価証明書

書Ⅱ 4月から発行

▼30年度分所得証明書(29年分)

Ⅱ 6月から発行

持ち物 本人確認できるもの

(運転免許証など)

※代理で申請する場合は、代理の

方の本人確認できるものと、証明が必要な方の委任状が必要です。

固定資産税の縦覧

税務課・☎202123

期間 4月2日(月)～5月1日(火)

／午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く。

場所 税務課(本庁舎2階)

持ち物 納税通知書(昨年のも

のでも可)または本人確認できるもの(運転免許証など)

※30年度の納税通知書は4月11日(水)に発送予定。

※納税者本人の同居親族または同意・委任を受けた方や、納税

管理人の方であれば本人と同等の取り扱いになります。

縦覧帳簿の縦覧

対象・内容

▼市内に土地を所有する納税者

Ⅱ 所在、地番、地目、地積、価格

を記載した土地価格等縦覧帳簿

▼家屋を所有する納税者Ⅱ 所在、

家屋番号、種類、構造、床面積、

価格、建築年を記載した家屋

価格等縦覧帳簿

※縦覧したい物件の所在(町名・

地番)を確認のうえ申請してく

ださい。縦覧は無料です。縦覧

帳簿はコピーできません。

課税台帳の縦覧

対象 市内に土地、家屋、償却

資産を所有する納税義務者

※借地・借家人の方も当該権利

を有する部分に限り閲覧可能

申告・納税は期限内に!

足利税務署・☎413151

▶所得税および復興特別所得税、贈与税

3月15日(木)まで

▶消費税および地方消費税

4月2日(月)まで

申告書は国税庁ホームページ『確定申告書作成コーナー』で作成し、e-Taxまたは郵送などで提出してください。



足利輝びと 46

アンティークで、まちに出掛ける楽しさを
日本マーケットプロジェクト参事 塩見和彦さん



「ちょっとでも気に入ったものを使っていると生活にハリが出る」。そう話すのは、3年前、東京から足利の名草地区に移住してきた塩見さん。東京では欧州のアンティーク家具や雑貨を扱うお店を経営していました。しかし、だんだんと手狭になり、修理の際の騒音などもあって、田舎暮らしを決意。「足利は全く知らなかった」そうですが、「のどかな自然環境と市街地への程よい距離と規模、都心へのアクセス」が決め手となって足利を選びました。



ご自宅も築100年以上とまさにアンティーク。その深い知識と技術から、著書もあり、テレビ番組などの監修も担う塩見さん。「アンティークには同じものが

2つとない。今はネットで何でも済んでしまう時代だが、実際に店に行き、寄り道しながら見て回ってこそ、本物の出会いや発見がある」。そんな思いから、7年前、東京の青山でアンティークを扱う業者を集めた和洋骨董市を開始。現在も毎週土曜日に開催し、350回を数えます。足利でもそんなイベントをと、3月3日(土)足利学校様通りで初開催されるのが『門前マルシェ』です。塩見さんの呼びかけで、古着店や東欧雑貨店などのほか、カフェやスイーツ店が出店します。「こうしたイベントを定期的に開催することで、新しい交流が生まれ、さらに楽しいことが生まれるきっかけになれば」。足利にまた一つ、新しい風が吹きそうです。

▲『門前マルシェ』のロゴ。このロゴを作成した切り絵作家も出店します。

門前マルシェは12ページ参照。

福祉

お忘れなく!

国民健康保険の手続き

保険年金課・☎2147

3月から4月にかけては会社の就職・退職、大学の入学・卒業などの異動の時期です。転入・転出などで国民健康保険に変更が生じた方は必ず手続きをしてください。

手続きが遅くなると、医療費などの返還が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

届出場所

▽市民課(本庁舎1階)

▽行政サービスセンター(アピタ・コムファースト2階)

▽各公民館(織姫・助戸を除く) 持ち物

▽加入するとき 世帯主の印鑑、社会保険などの離脱証明書、世帯主と加入者全員のマイナンバーを確認できるもの、各種医療費受給者証(受給者のみ)

▽脱退するとき 世帯主の印鑑、世帯主と脱退者全員のマイナンバーを確認できるもの、加入した社会保険などの保険証

(全員分)、国民健康保険証(全員分)

▽大学などに入学するために市外に転出するとき 入学証明証か在籍証明書、世帯主の印鑑、世帯主と就学する方のマイナンバーを確認できるもの、本人の国民健康保険証 ※転出届と同時に、手続きをしてください。

▽学生用保険証の交付を受けていた学生が卒業したとき 世帯主の印鑑、世帯主と就学していた方のマイナンバーを確認できるもの、本人の国民健康保険証 ※就職して社会保険などに加入した場合は、社会保険証も必要です。

※学生ではなくしたが、市外に住所があるままで社会保険などに加入していない方は、住所地で国民健康保険に加入する手続きをしてください。 ※学生でなくなった場合は、同課へ非該当の手続きをしてください。

